

お知らせ

令和5年3月6日

施設・サービスの利用者、ご家族様

事務局長 瀧口 顕

マスク着用の考え方について

皆さまには、日頃より施設及びサービスの利用いただき、また社協の事業にご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の予防対策につきまして、国内では3月13日からマスク着用の考え方の見直しが行われますが、社協施設が高齢の方などが利用する場所であることから、重症化リスクの高い方への感染を予防するため、次の取り扱いとしますので、ご協力をお願いします。

記

【社協におけるマスクの取り扱い】

- 1 各サービスを利用されるときは、これまでどおりマスクを着用してください。
- 2 施設に来訪されるときは、これまでどおりマスクを着用してください。
- 3 居住棟において、ロビーなどの共用スペースを利用する時はマスクを着用してください。
- 4 職員についても、これまでどおりマスクを着用します。

※ マスクの着用については、会話や咳による飛沫の飛散や吸い込みを防ぎ、新型コロナウイルスの防御に大きな効果があることが認められています。また、高齢者施設などの利用者の方や従事者は、利用中及び勤務中のマスクの着用が推奨されているところです。そのため、本社協においては、これまでどおりマスクを着用することといたしますのでご協力をお願いします。

※ この取り扱いの期間については、当分の間とし、取り扱いを変更する場合はあらためてお知らせします。

事務局（電話 62-3988、FAX62-4405）